

緊急時対応

マニュアル

江戸川区立東葛西中学校

令和8年4月

現状及びリスクの把握

本校は、江戸川区の南に位置しており、海拔-0.5mである。

校舎は昭和55年に建設されたものである。近くには東京メトロ東西線の葛西駅があり、バスターミナル駅でもあるため、避難所開設の際は、多くの避難者が来校することが予想される。

学校の現状（令和8年4月8日現在）

生徒数		教職員数
全校生徒	<u>702名</u>	
第1学年	<u>224名</u>	<u>57名</u>
第2学年	<u>226名</u>	
第3学年	<u>252名</u>	

校舎	昭和 <u>55</u> 年建設（Is値 0.78 補強不要）
屋内運動場	昭和 <u>55</u> 年建設（Is値 1.82 補強不要）
○登校時刻	午前 <u>8</u> 時 <u>5</u> 分～ <u>8</u> 時 <u>25</u> 分
○下校時刻	午後 <u>15</u> 時 <u>20</u> 分～ <u>18</u> 時 <u>00</u> 分
○昇降口	東昇降口：1・2年生 西昇降口：3年生
○登下校時の環境	・校庭側 東門、西門から登校

学校の立地環境

- 学校の立地
 - ・海拔 -0.5 m
 - ・交通 校舎の南側に清砂大橋通り（都営バスの停留所あり）
校舎の西側に 500m のところに環状七号線
校舎の北西徒歩10分のところに 東京メトロ東西線 葛西 駅
 - ・公園 校舎から西側すぐに けやき公園がある
- 自然的環境
 - ・校舎の南 3 km に東京湾が広がっている
 - ・校舎の東 650m に旧江戸川が流れている

第1 自然災害

1 地震の対応

(1) 初期対応

- ・校内に緊急放送を入れ、机の下等にもぐらせて身体（特に頭・首）の安全を確保する。
- ・揺れが収まったら校庭あるいは体育館への避難を指示する。
- ・人員と負傷者の有無を確認する。
- ・運営委員会メンバーあるいは生活指導部で判断し、今後の指示を出す。

ア 震度5弱以下の場合（【資料1】「地震発生時の対応について」参照）

- ・様子を見て特段の問題がなければ授業を継続し、その後も平常通りとする。
- ・状況により授業時間を短縮あるいは部活動を中止して集団下校させる。
- ・公共交通機関がマヒした場合、火災・周辺道路の陥没や建物の倒壊・余震の恐れがある等下校時の安全が確保できない場合は、震度5強以上と同様の対応をする。

イ 震度5強以上の場合

- ・原則保護者（または事前に申し出のあった者）の引き取りまで学校に待機させる。
- ・学校ホームページ、連絡用アプリケーション、掲示物（貼り紙等）等で学校待機・保護者引き取りの連絡をする。
- ・保護者引き取りができない場合、今後の危険が予測される場合は引き続き学校に待機させる。

(2) 震度5強以上の場合の二次対応

- ・週休日・退勤後等の勤務時間外に震度5強以上の地震があった場合、非常配備計画に基づき、職員は自宅の安全と家族の安全を確認後、公共交通機関・徒歩・自転車等の手段で学校に駆けつけて避難所開設要員となる。区職員は、あらかじめ指定された避難所開設場所に参集する。
- ・震度5強以上の地震があった場合、校長を本部長とする学校災害対策本部を設置する。非常配備態勢となり通常業務を縮小あるいは停止して応急業務体制となる。

ア 応急業務①…生徒・職員の安否確認及び保護者への引き渡し

- ・在校する生徒の安全確保
- ・外出している生徒の安全確保
- ・職員の安全確保
- ・保護者への引き渡し連絡

イ 応急業務②…学校施設の被害状況の確認

- ・受水槽・高架水槽のバルブを閉栓する。（飲用水の確保）
- ・校舎内外の施設・周辺環境の状況を確認する。
- ・電気・ガス・水道・電話等ライフラインの状況を確認する。

ウ 避難所開設・運営（『避難所開設・運営マニュアル』参照）

- ・避難所開設の指示がある場合は、校長を本部長として速やかに対応する。
- ・避難所開設メンバー到着までは、職員・生徒で在校生・近隣からの避難者の待機場所（体育館、普通教室等を使用する。保健室・校舎2階・北校舎特別教室は使用不可。）を確保し、備蓄物資（1階階段下倉庫・1階第二相談室内）等の準備をする。
- ・避難所開設メンバー到着後は、その指示に従う。
- ・連絡は、災害用PHS（職員室副校長机上）を使用する。災害用特設電話は、1階職員玄関内に設置する。

（3）東海沖地震等による警戒宣言発令時

- ・警戒宣言は、区の防災無線・サイレン・放送、消防・警察等の巡回による広報、テレビ・ラジオ・インターネット等で伝えられる。
- ・登校前に発令された場合は、自宅待機となる。
- ・始業後に発令された場合は原則授業打ち切り、警戒宣言が解除されるまで臨時休業となる。生徒は保護者引き取りとなり学校で待機する。（震度5強の場合と同様）
- ・解除後の授業再開については、以下の通りとする。
 - 午前6時現在で解除されている場合 …… 平常授業。
 - 午前6時現在で解除されていない場合 … 臨時休業。翌日より平常授業。

2 風水害・雷・竜巻等の対応

（1）台風

- ・テレビ・ラジオ・インターネット等の最新の情報をもとに、教育委員会等の指示も受けながら状況に応じた対応をする。
- ・『大雨特別警報』または『暴風特別警報』が発表されている場合もしくは、『大雨警報』かつ『暴風警報』が発表されている場合は臨時休業となる。
- ・始業後の対応については、教育委員会等の指示のもと、河川・道路の状況、公共交通機関の状況等から、生徒な安全確保を最優先に集団下校・保護者引き取りまで学校待機の判断を行う。
- ・台風の進路によっては、登校時間帯に風雨が激しい場合がある。生徒の安全を優先させ家庭の判断で遅刻等した場合には配慮する。

（2）水害

- ・地震による大津波の危険は、江戸川区ではほとんど想定されない。
- ・地震による堤防の損壊、大型台風による洪水・高潮、大雨による洪水等の発生時には、速やかに校舎上層階への避難を指示する。過去の水害例から、校舎3階以上への避難を基本とする。
- ・洪水等による周辺環境の状況により、生徒の下校の安全が確保できない場合には、学校待機とする。（震度5強の場合と同様）

(3) 雷・光化学スモッグ・熱中症等

- ・雷を確認、または防災無線等を通じて雷に関する注意報・警報が出された場合は、屋外での活動を直ちに中止し、雷鳴が止むまで校舎内等安全な場所に退避させる。
- ・活動再開は最新の気象情報から判断し、安全を確認した上で行う。

(4) 竜巻・雹（ひょう）等

ア 屋内の場合

- ・窓を閉め、カーテンも閉める。
- ・窓から離れ、机の下にもぐり、落下物から頭を保護する。

イ 屋外の場合

- ・速やかに屋内に退避させる。
- ・屋内に退避できない場合は、頑丈な建物の物陰やくぼみに身を伏せ、両腕で頭を保護する。

第2 防犯

1 不審者の対応

(1) 予防

- ・登下校時を除いて原則閉門とし、西門・東門は施錠する。正門は、通用口のみ開放する。登校時間外に登校する生徒は、正門を使用する。
- ・来校者には受付にて「氏名・来校目的・来校時刻・面会者名」をノートに記載してもらい、「来校者証」を首から下げてもらう。
- ・「来校者証」を下げていない来校者に対しては、あいさつの後に「どちら様ですか」「ご用件は」等の声掛けを行う。
- ・日常的に職員による巡回を実施する。
- ・生徒には不審者を発見したら直ちに職員に連絡するよう指導する。

(2) 対応

- ・不審者の対応は複数の職員が行う。その際、不審者の言動や所持品（暴力的・凶器・薬物等）の確認をする。
- ・生徒・職員・施設等への危害が想定される場合は、警察への通報・「非常 110 番」の活用・緊急放送による生徒の安全な場所への避難指示を行う。
- ・避難訓練時と同様に、各階・各教室に職員を配置し、生徒が動揺しないように冷静な指示を出す。
- ・対応時には不審者を落ち着かせるよう、攻撃的な言動はしないよう注意する。
- ・不審者が暴力的な場合には、手近なイス・机・ほうき・さすまた等を使い、移動を阻止する。また、1.5m以上の間合いを取り、不用意に接近した対応をしない。

(3) 不審者情報

- ・地域における不審者情報がある場合は、教育委員会等の指示も受けながら状況に応じて、教員の引率のもとに地域別下校班による集団下校を行う。
- ・安全が確保できない状況の場合は学校待機・保護者引き取りとなる。（震度5強以上と同様）

2 脅迫電話等の対応

(1) 電話等による犯行予告

- ・爆破等予告の電話を受けた場合、職員は下記「犯行予告等への対応表」により、落ち着いて対応して情報を把握する。

<犯行予告等への対応表>

聴取内容		聴取時の注意事項
いつ	犯行日時	日時の確認
どこで・どこに	犯行場所	場所の確認
だれが	犯人の特徴	なまり、声質、興奮度
何を・どのように	爆弾等の特徴	種類、形状、包装の有無
どうなるか	爆発等の規模	被害予測、被害状況
要求等	目的・動機	金銭、嫌がらせ、愉快犯、怨恨
その他	送話口からの特徴	電車走行音、放送

- ・すぐに校長に報告し、校長は直ちに警察に通報し、教育委員会に報告する。
- ・爆破予告時刻が迫っていたり、不明な場合は直ちに全員が避難する。
- ・不審物を検索する場合は、爆破予定時刻まで余裕がある場合など、警察の指示を受けた上で、校長の指揮のもとに行う。

(2) 不審物を発見した場合

- ・不審物には一切触れない。
- ・すぐに校長に報告し、校長は直ちに警察に通報し、教育委員会に報告する。
- ・全員が安全な場所に避難する。
- ・汚染の恐れがある場合は、付近の空調・扇風機等を停止する。

第3 事件・事故

1 授業中の事故の対応

(1) 初期対応

- ・近くの職員や生徒を通して速やかに職員室に連絡する。
- ・連絡を受けた職員は現場に行き、生徒の状況・けがの状況等について正確に把握し、管理職に報告する。
- ・負傷者の応急手当をし、保健室にて養護教諭等の判断を参考にし、状況に応じて病院に搬送または救急車（119番）を要請する。
- ・首から上の事故については、必ず病院に搬送し医師の診断を受けさせる。
- ・保護者に状況を連絡し、保険証を持参したうえで病院に行ってもらおう。

(2) 二次対応

- ・単独事故か加害・被害関係があるかの確認をする。
- ・加害者がいる場合は、事故についての聞き取り。原因・事故に至った経緯等事実の確認をする。
- ・加害生徒への指導。加害生徒保護者への連絡をする。

(3) 水泳授業時

- ・ 日常のプール施設の安全点検（排水口等）の励行、複数での指導・監視体制の確立等、安全管理の徹底に努める。
- ・ 実施に当たっては、水温・気温・気象条件・生徒の健康状態等を総合的に判断し、十分な配慮のもとで行う。
- ・ 生命に関わる緊急な場合、速やかに他の職員の応援要請、人工呼吸・AED（玄関受付前に設置）の使用等の救命措置を行い、管理職への連絡、救急車（119番）の要請を迅速に行う。

2 放課後・休日・校外学習時の事故の対応

(1) 放課後の事故

- ・ 基本対応は「授業中」と同様。
- ・ 授業中よりも少ない職員での対応となるため、校内にいる職員は対応に協力する。
- ・ 重大な事故・けが（生命に関わるような）の場合は速やかに救急車（119番）を要請するとともに、状況を管理職に報告して指示を仰ぎ、教育委員会に報告する。

(2) 休日の事故

- ・ 基本対応は「放課後」と同様。
- ・ 他の職員にも協力を仰ぎ、一人で対応しようとしめない。

(3) 校外学習時の事故

- ・ 速やかに引率責任者（校長等）に報告する。
- ・ 負傷生徒の応急手当を行い、状況に応じて救急車（119番）を要請する。
- ・ 周囲の一般の方々に応援を求める等、状況に応じて臨機応変な対応をする。
- ・ 学校に事故発生の連絡をする。
- ・ 天候等の影響による計画の変更・中止等については、現地の関係者・委託旅行業者等と連携を取り、適切に判断する。

3 火災の対応

(1) 火災発見時

- ・ 大声で「火事だ！」と叫び、周囲に火災発生の事実を知らせる。
- ・ 近くの火災報知機を押し、非常ベルを鳴らす。
- ・ 職員は、主事室内の火災警報盤で火災発生場所を確認し、現場に駆けつけて状況を確認する。
- ・ 非常ベルとセコムは連動しているため、セコムにもその時点での状況を伝える。（〇〇で火災を確認した。現在火災の事実を確認中。等）
- ・ 初期消火担当職員（『防災計画』に記載）は、消火器やバケツを使い、初期消火に努める。
- ・ 火の手が大きく消火不可能の場合は、安全を優先してその場から避難し、消防（119番）に通報する。

(2) 避難時

- ・火災を確認した場合は、直ちに校内に緊急放送を入れ、全員を速やかに校庭に避難させる。(初期消火担当職員は(1)の対応をとる)
- ・放送担当者は生徒を動揺させないように、できる限り落ち着いてゆっくり・はっきりと放送する。
- ・火災発生場所を避けた安全な避難経路、煙を吸わないためのハンカチ等の使用を指示する。
- ・避難時の集合の際は、できるだけ校舎から遠ざける。また、煙の被害を避けるために風向きにも注意する。状況により、隣接するケヤキ公園に誘導する。
- ・人員と負傷者の有無を確認する。負傷者がいる場合は応急手当を行い、状況に応じて救急車(119番)を要請する。
- ・鎮火後、校舎等の施設の被害状況・安全の確認を行い、その後の活動が可能かどうかを判断して、教育委員会の指示を仰ぎながら今後の対応を決定する。

第4 新興・再興感染症

1 新型インフルエンザ、高病原性鳥インフルエンザ、SARS等の対応

(1) 学校において感染症の発生・その疑いのある生徒、職員が発生した場合

- ・直ちに学校医、保健所、教育委員会に連絡する。
- ・国、東京都から示された基準・指示に基づくとともに、保健所からの指示・指導に従い、教育委員会との協議の上対応する。
- ・随時学校医と相談し、必要に応じて臨時休業を念頭に教育委員会と協議する。臨時休業を行った場合は、学校再開について流行状況等を鑑み、教育委員会と相談して行う。

ア マスク等の着用による感染防御

- ・対応の際は、マスク・エプロン等の着用による感染防御策をとる。
- ・咳・くしゃみによる飛沫、血液、体液等に直接触れないようにする。また、触れた場合は直ちに流水等で洗浄する。

イ 訴えのあった生徒の一時的隔離

- ・他の生徒への感染を防止するため、訴えのあった生徒を使用していない近くの教室等へ連れて行き、休ませる。
- ・保健室に訴えてきた場合、すでに生徒が使用している場合は、近くの教室等へ連れて行き、休ませる。

ウ 症状の確認及び対応

- ・体温測定を行う等、生徒の症状を確認する。
- ・保護者に連絡し引き取ってもらう。状況によっては、病院に搬送する。
- ・情報を集約し、学校医、保健所、教育委員会に連絡する。
- ・接触者のリストアップと健康調査、消毒等について保健所の指示を仰ぎ、保護者等への適切な情報処理に努める。

エ 吐物の適正処理（感染性胃腸炎等にも適用する）

- ・ビニール手袋やマスク等を用いて、直接の接触を防ぐ。
- ・処理の際に使用したペーパータオルや汚染された衣類等は衛生的に廃棄する。
- ・床等は処理キット（塩素系）で処理する。

（２）集団発生時

- ・同じ症状を訴える生徒、同じ症状・病名で欠席している生徒が多数認められた場合、直ちに保健所と教育委員会に報告する。
- ・症状のあるものは（１）のように対応する。症状の無い者も感染している可能性があるため、帰宅については保健所及び教育委員会の指示に従う。
- ・臨時休業については教育委員会と協議し、その後の対応についても教育委員会と連携をしながら行う。

２ 再興感染症の対応

結核、コレラ、マラリア等の既知の感染症が、この 20 年間に再び流行しはじめ、患者数が増加している。また、麻しんのように近年若者間での感染が多く見られ、社会的にも関心が高まっている感染症もある。このような再興感染症について、情報収集、周知、啓発等、予防対策を一層強化する。

感染症発生が確認された場合は、学校医、保健所、教育委員会に直ちに連絡し、感染拡大の防止等学校が講ずべき対応を協議する。

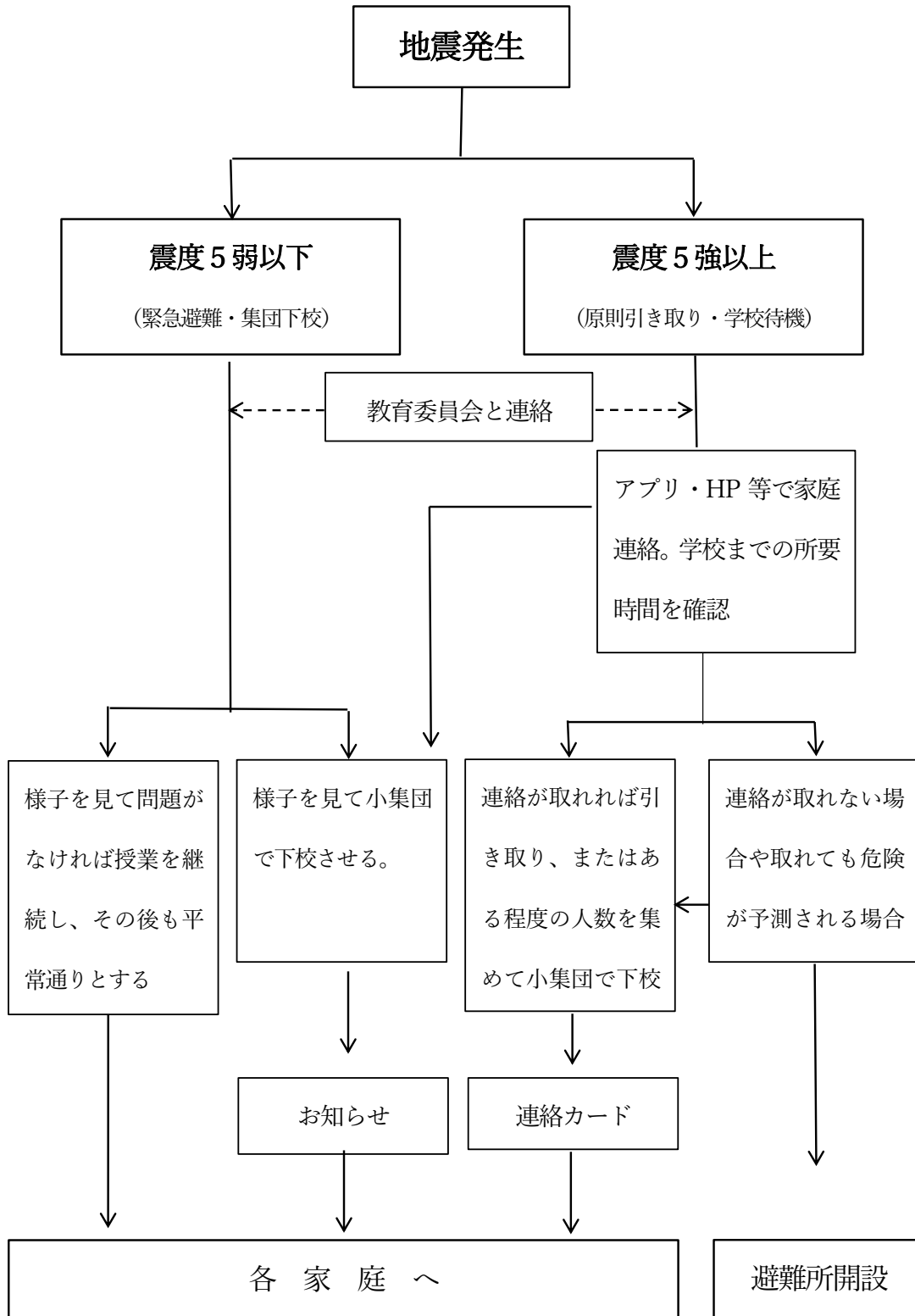
参考・『学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き』平成 24 年 3 月

文部科学省

・『学校危機管理マニュアル』平成 25 年 3 月改訂 東京都教育委員会

地震発生時の対応について

1. 授業時の場合



2. 休日等の活動時（部活動等）に震度5強以上の地震が発生した場合

(1) 校舎内での活動中

- ① 緊急避難場所 ア：校舎——→ 体育館
 イ：校舎——→ 校庭
 ウ：体育館——→ 校庭
- ② 人員確認、安全確認する。
- ③ 保護者連絡、生徒帰宅方法の確認（次のいずれか）をする。（連絡カードを渡す）

A：学校引き渡し	B：確認後自分で帰宅
C：帰宅途中、事前の打合せ場所で待ち合わせをして帰る	

※アプリで事前に部活ごとのグループをつくっておく。

- ④ 保護者に連絡が取れない場合は生徒を学校に待機させる。連絡が取れ次第上記のように対応する。

(2) 学校外での活動中

- ① 活動場所の責任者の指示に従い避難する。
- ② 生徒の状況（被害状況など）、帰宅方法を学校（東葛西中）に連絡する。
- ③ 帰宅方法

《公共交通機関が運転している場合》

- ア 東葛西中まで全員で帰校する。
- イ 保護者に連絡し、帰宅方法を確認する。

A：学校引き渡し	B：確認後自分で帰宅
C：帰宅途中、事前の打合せ場所で待ち合わせをして帰る	

- ウ 保護者に連絡が取れない場合は生徒を学校に待機させる。

《公共交通機関が運転していない場合》

- ア 活動場所に待機する。
- イ 顧問より現地の状況を学校に連絡する。
- ウ 保護者に連絡し、帰宅方法を確認する。

A：現地引き渡し	B：確認後自分で帰宅
C：帰宅途中、事前の打合せ場所で待ち合わせをして帰る	

- エ 保護者に連絡が取れない場合は現地で待機する。
- オ 公共交通機関が動き出したら、生徒の安全確認をして帰校する。
- カ 保護者に連絡して下記のように対応する。

A：学校引き渡し	B：確認後自分で帰宅
C：帰宅途中、事前の打合せ場所で待ち合わせをして帰る	

※緊急連絡のため、部活動生徒の保護者代表と顧問が連絡を取れるようにしておく。